

毒物劇物販売業登録更新申請

事 項	毒物劇物販売業の登録の有効期間（6年）をこえて、引き続き毒物劇物販売業の登録の更新を受けようとするとき（奈良市内店舗を除く）			
根拠法令等	毒物及び劇物取締法第4条（営業の登録） 法第4条の2（販売業の登録の種類） 法第4条の3（販売品目の制限） 令第33条（登録票の交付等） 令第37条（省令への委任） 規則第4条（登録の更新の申請） 奈良県毒物劇物販売業登録等審査基準及び指導基準			
提出書類	1 毒物劇物販売業登録更新申請書		【別記第5号様式】	
	2 毒物劇物販売業登録票			
提出先	奈良県薬務課	標準処理期間	5日 (閉庁日及び書類補正期間を除く)	
受理機関	知事(薬務課)	提出部数	1部	
手数料 (収入証紙)	6,400円			
	平成10.4.1現在			

<留意事項>

1 申請書記載上の注意事項

記 載 欄	記 載 上 の 注 意 事 項
申請書表題	・一般、農薬用品目、特定品目のいずれに該当するかを○印で囲むこと。
登録番号及び登録年月日	・現有登録票の左上に記載の番号を記入する。 ・現有登録票下欄の有効期間の開始日を記入する。
店舗の所在地及び名称	・テナントビル等に入居している場合はビル名及びその階数を記載すること。 また、丁目、番地、号はアラビア数字を用いて、「2丁目3番4号」を「2-3-4」のように記載してもよい。
毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	・毒物劇物取扱責任者設置届により登録されている取扱責任者の住所及び氏名を記入する。 ・取扱責任者を変更する場合は、別途、毒物劇物取扱責任者変更届書を提出すること。
その他	

2 添付書類について

現行の登録票を紛失した場合は、同時に登録票再交付手続きを行うこと。（手数料4,000円）

3 提出期限について

登録有効期限1ヶ月前。（期限までに未到達の場合は、更新日に交付できない場合がある。）

4 業登録の廃止について

- ・登録更新を希望しない場合は、登録失効後30日以内に現有の登録票を添付し廃止届を提出すること。なお、登録失効後31日以上を経過したものについては、遅延理由書を併せて提出すること。
- ・登録更新の手続きを行わない場合は、廃止届の提出の有無にかかわらず、現有登録の有効期限の翌日以降の毒物及び劇物の販売は、毒物及び劇物取締法違反となる。

5 登録票の交付

原則として、申請日の7日後に登録票を発行するので、受取印（受領者の個人印で可）を持参のこと。

なお、登録票の郵送を希望する場合は、返信用切手440円分（簡易書留）を貼付した、角2サイズの封筒を提出すること。